

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年10月19日(2022.10.19)

【公開番号】特開2021-115069(P2021-115069A)

【公開日】令和3年8月10日(2021.8.10)

【年通号数】公開・登録公報2021-036

【出願番号】特願2020-8217(P2020-8217)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和4年10月7日(2022.10.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者による操作対象とされる操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定に用いられる判定情報を記憶可能な保留記憶手段と、

前記保留記憶手段により記憶される判定情報に基づいて複数の変動パターンのいずれかを選択し、該選択した変動パターンで図柄変動を実行可能な図柄変動実行手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与しする特典付与手段と、

前記操作部に対する操作受付が許容可能とされる操作許容状態を発生可能であり、該操作許容状態において前記操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた受付後変化として、表示変化及び音出力の少なくとも1つを生じさせうる操作許容状態実行手段と

を備え、

前記操作許容状態として、第1操作許容状態及び第2操作許容状態が用意されており、前記第1操作許容状態においては、複数回の操作受付が許容可能とされている状態にある操作部として第1操作部及び第2操作部が少なくともあり、前記第1操作部を操作した状態に維持し続けたとしても前記操作受付が特殊時間毎に複数回なされることはないが、前記第2操作部を操作した状態に維持し続けたときには前記操作受付が特殊時間毎に複数回なされうるようになっており、

前記第1操作許容状態では、前記第1操作部に対する操作受付がなされたときと、前記第2操作部に対する操作受付がなされたときとで、該操作受付に応じた前記受付後変化が互いに異なる様様で生じるようになっており、

前記第1操作許容状態において前記操作部のうち前記第2操作部のみを連続操作する場合に、前記第1操作許容状態において前記操作部のうち前記第1操作部のみを連続して操作するときよりも、前記操作受付に応じた受付後変化としての前記表示変化及び前記音出力の少なくとも1つを、多くの回数にわたって生じさせることができるようになっており、

さらに、

前記第1操作許容状態は、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数にかかわらず

40

50

す、所定変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときには、該図柄変動が実行開始されてから所定時間が経過したときに発生するものであるのに対し、

前記第2操作許容状態は、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が所定数未満の状況にあるときに特定変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときには、該図柄変動が実行開始されてから特定時間が経過したときに発生しうるものであるが、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が前記所定数以上の状況にあるときに前記特定変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときには、該図柄変動が実行開始されてから前記特定時間が経過しても発生しないようになっており、

さらに、

前記第2操作許容状態は、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が前記所定数未満の状況にあるときに前記特定変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときには、該図柄変動が実行開始されてから前記特定時間が経過したときに発生しうるものであるが、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が前記所定数未満の状況にあるときに前記特定変動パターンで前記図柄変動が実行開始された場合であっても、該図柄変動が実行開始されてから前記特定時間が経過するよりも前に前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が増加したときには該図柄変動が実行開始されてから前記特定時間が経過しても発生しない

10

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下が懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：遊技者による操作対象とされる操作部と、
判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定に用いられる判定情報を記憶可能な保留記憶手段と、

前記保留記憶手段により記憶される判定情報に基づいて複数の変動パターンのいずれかを選択し、該選択した変動パターンで図柄変動を実行可能な図柄変動実行手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与しうる特典付与手段と、

前記操作部に対する操作受付が許容可能とされる操作許容状態を発生可能であり、該操作許容状態において前記操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた受付後変化として、表示変化及び音出力の少なくとも1つを生じさせうる操作許容状態実行手段と

40

を備え、

前記操作許容状態として、第1操作許容状態及び第2操作許容状態が用意されており、前記第1操作許容状態においては、複数回の操作受付が許容可能とされている状態にある操作部として第1操作部及び第2操作部が少なくともあり、前記第1操作部を操作した状態に維持し続けたとしても前記操作受付が特殊時間毎に複数回なされることはないが、前記第2操作部を操作した状態に維持し続けたときには前記操作受付が特殊時間毎に複数回なされうるようになっており、

前記第1操作許容状態では、前記第1操作部に対する操作受付がなされたときと、前記

50

第2操作部に対する操作受付がなされたときとて、該操作受付に応じた前記受付後変化が互いに異なる様で生じるようになっており、

前記第1操作許容状態において前記操作部のうち前記第2操作部のみを連続操作する場合に、前記第1操作許容状態において前記操作部のうち前記第1操作部のみを連続して操作するよりも、前記操作受付に応じた受付後変化としての前記表示変化及び前記音出力の少なくとも1つを、多くの回数にわたって生じさせることができるようにになっており

さらに、

前記第1操作許容状態は、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数にかかわらず、所定変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときには、該図柄変動が実行開始されてから所定時間が経過したときに発生するものであるのに対し、

前記第2操作許容状態は、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が所定数未満の状況にあるときに特定変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときには、該図柄変動が実行開始されてから特定時間が経過したときに発生しうるものであるが、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が前記所定数以上の状況にあるときに前記特定変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときには、該図柄変動が実行開始されてから前記特定時間が経過しても発生しないようになっており、

さらに、

前記第2操作許容状態は、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が前記所定数未満の状況にあるときに前記特定変動パターンで前記図柄変動が実行開始されたときは、該図柄変動が実行開始されてから前記特定時間が経過したときに発生しうるものであるが、前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が前記所定数未満の状況にあるときに前記特定変動パターンで前記図柄変動が実行開始された場合であっても、該図柄変動が実行開始されてから前記特定時間が経過するよりも前に前記保留記憶手段により記憶される判定情報の数が増加したときには該図柄変動が実行開始されてから前記特定時間が経過しても発生しない

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

10

20

30

40

50